公益財団法人古泉財団

代表理事　古泉　肇　殿

奨学金復活願

貴財団の奨学金規程第12条の規定により、奨学金の休止又は停止事由が止んだため、奨学金の復活を願いたく、別添の書類を提出いたします。

＜添付書類＞

・休止又は停止事由が止んだことがわかる資料（復学したことがわかる資料）

以上

　　　　年　　月　　日

（奨学生）

現住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

大学名

学長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

公益財団法人古泉育英財団奨学金規程より抜粋

（異動届出）

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

1. 休学・転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
2. 外国へ留学しようとするとき。
3. 停学・その他の処分を受けたとき。
4. 氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき。

（奨学金の休止及び停止）

第11条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する。

1. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

（奨学金の復活）

第12条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで 在学大学学長等を経て、この法人に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。